

新型コロナウイルス感染症に対する須坂市の対応について  
(健康に関すること)

令和2年(2020年)4月8日  
須 坂 市

4月7日に緊急事態が宣言されました。

須坂市は対象地域には含まれていませんが、県内の感染拡大防止のために重要な期間「感染対策強化期間」を受け、須坂市の対応を次のとおり決定しました。

記

I 市民の皆様へお願い

1 往来の自粛について

- (1) 緊急事態宣言の対象区域（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）との往来を基本的に行わないでください。  
仕事等でどうしても往来が必要な場合は、人との接触機会を最大限減らし、滞在時間もできるだけ少なくするなど、最大限の感染防止を講じてください。
- (2) 緊急事態宣言の対象区域にお住まいの方も、本市との往来は自粛してください。ご家族やご親戚の方が緊急事態宣言の対象区域にお住まいの場合は、連絡を取り合ってください、ご自宅に留まるようお願いしてください。

2 感染防止策の徹底について

- (1) 発熱等の風邪症状がある方は、定期的な検温など、ご自身の健康観察を行うとともに、外出をせず、他の方との接触を避けてください。
- (2) 市民の皆様は、自覚症状の有無にかかわらず、明日から4月26日までは、県内の感染拡大防止のために重要な期間であるため、人込みを避け、意識して人との接触機会を減らすなど、感染防止に最大の留意をしてください。
- (3) 人と一緒にいるときは、できるだけ距離を取ってください。
- (4) 現状に安心することなく、一人ひとりが手洗い、うがい等の基本的感染防止策を徹底するとともに、いわゆる3密と呼ばれる集団感染が確認された場に共通する3つの条件「換気の悪い密閉空間・多数が集まる密集場所・間近で会話や発声をする密接場所」を避ける

ように、日々の生活の中で強く意識して行動をお願いします。

### 3 緊急事態宣言の対象区域に滞在していた方について

緊急事態宣言の対象区域に滞在していた方には、その翌日から14日間を経過するまで、健康観察を行っていただくとともに、不要不急の外出を控えてください。

### 4 感染者、医療従事者等の人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症は、注意をしても誰もが感染する可能性があります、皆さんご自身も例外ではありません。

患者・感染者、医療従事者や、緊急事態宣言が発出された地域に滞在していた方、市外から来られた方などへの、不当な差別や偏見、いじめ等が生じないように冷静な行動をお願いします。

### 5 会議・イベント等の開催について

(1) 中止または延期をお願いしますが、この時期に開催しなければならず、実施日の変更が困難な会議等は、集団発生リスクを下げる対策に加え、十分な感染防止対策をしてください。

(2) 参加者数及び開催時間は、極力必要最小限にとどめてください。

(3) 郵送による書面開催やWeb会議等の工夫をしてください。

## II 市施設の利用休止について（利用休止とする施設は別紙参照）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため4月11日（土）から4月26日（日）までの間、原則として市の施設を利用休止とします。

指定管理施設については、各指定管理者の判断によります。

## III 学校等について

1 保育園は開園します。

2 小中学校、支援学校については4月13日（月）午後から4月26日（日）まで臨時休業とします。

3 児童センターは閉所しています。児童クラブについては、小学校休業中は長期休業時と同じように開所します。